

相模原市監査委員公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき、株式会社さがみはら産業創造センター並びに環境経済局創業支援・企業誘致推進課及び産業支援課の監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和6年1月31日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 阿 部 善 博

同 森 繁 之

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく出資団体監査

2 監査の実施日程

令和5年7月6日から令和6年1月30日まで

3 監査の対象

(1) 出資団体

株式会社さがみはら産業創造センター(以下「S I C」という。)

(2) 市所管課

環境経済局創業支援・企業誘致推進課及び産業支援課

(3) 対象年度

令和4年度。ただし、必要に応じて対象年度以外に執行した事務についても対象とした。

(4) S I Cに対する本市の出資状況

出資額 1, 135, 000千円(出資比率 47.4%)

4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年相模原市監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

区 分	リスク	主な着眼点
出資団体	(1) 設立目的が達成できないリスク (2) 出納その他の事務が適正に行われないリスク (3) 財務諸表が適正に作成されないリスク (4) 経営成績及び財政状態が良好でな	ア 設立目的(出資目的)に沿った事業運営が行われているか。 イ 定款、経理規程等諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。 ウ 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。 エ 会計経理及び財産管理は適切か。また、活用されていない財産等はないか。

	いリスク	<p>オ 現金や預金通帳、銀行印の管理体制は適切か。</p> <p>カ 財務諸表等は法令等に準拠して作成されているか。</p> <p>キ 事業成績及び財政状況は適正に財務諸表等に表示されているか。</p> <p>ク 経営成績及び財政状態は良好か。</p> <p>ケ 収益率、財務比率は良好か。また、人件費の内容、金額は事業規模に比し適切か。</p> <p>コ 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。</p>
市所管課	<p>(1) 出資団体の経営成績及び財政状態が把握されないリスク</p> <p>(2) 出資による権利の行使が適切に行われないリスク</p>	<p>ア 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。</p> <p>イ 出資による権利は市有財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。</p> <p>ウ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。</p> <p>エ 増・減資等はあるか。また、配当金は確実に収入されているか。</p>

5 監査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、S I C並びに創業支援・企業誘致推進課及び産業支援課に次の手法により実施した。なお、実施に当たっては、公認会計士の専門的知見を活用した。

(1) 書面調査

必要書類が作成され、適切に記載されているかについて、次の書面等を確認した。

ア 出資団体 定款、各種規程類、財務諸表、総勘定元帳等

イ 市所管課 支出負担行為書、調定決議書等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) 現地調査

施設の状況を確認するための現地調査及び現金等の管理状況の調査を実施した。

(4) ヒアリング

S I Cの取締役(総務部長)並びに創業支援・企業誘致推進課長及び産業支援課長に対してヒアリングを実施し、見解を聴取した。

6 S I Cの概要

(1) 所在地

相模原市緑区西橋本5丁目4番21号

(2) 沿革

平成11年4月20日 設立

(3) 事業目的(定款第2条)

1. 研究室・研修室・事務室等の賃貸及び管理、運営
2. 技術・販売・製造等の提携の斡旋及びコンピュータのソフトウェア開発業務
3. 製造業、農業、建設業、電気通信業等の産業技術に関する研究開発業務の受託及び委託
4. 産業技術及び科学、経済、社会、経営等に関する調査研究の受託
5. 前2号の事業に伴う工業所有権、実用新案権等の知的財産の取得、譲渡及び使用許諾ならびにその対象製品の販売
6. 各種商品及び工業製品の理化学的分析、測定及び製品試作ならびにその受託
7. 化学分析機器、測定機器、事務機器及び什器備品の賃貸および斡旋
8. 科学、技術、産業、財務、経済、社会、文化等に関する国際会議、国内会議の企画、開催及び誘致ならびにその斡旋
9. 経営一般に関するコンサルティング
10. 技術・産業・経営・経理等に関する研修会・セミナーの企画・開催及び誘致ならびにその斡旋
11. 投資事業有限責任組合財産の運営及び管理
12. 企業間の提携・合併・企業の国際取引・国際進出に関するコンサルティング業務ならびに仲介斡旋

13. 有料職業紹介

14. 前各号に付帯又は関連する業務

(4) 資本金

2,394,500千円(令和5年3月末現在)

(5) 組織(令和5年12月1日現在。S I C提出資料から作成)

ア 代表取締役 1名

イ 取締役 9名

ウ 監査役 4名

エ 従業員等 13名

(内訳 正規9名、契約社員2名、パート2名)

(6) 決算状況

令和4年度の決算の状況は表1及び表2のとおりである。

表1 貸借対照表(令和5年3月31日現在)

(単位:円)

資産の部		負債の部	
流動資産	540,013,228	流動負債	89,833,836
固定資産	2,311,163,134	固定負債	193,215,191
有形固定資産	2,305,163,504	負債合計	283,049,027
無形固定資産	2,199,200	純資産の部	
投資その他の資産	3,800,430	株主資本	2,568,127,335
		資本金	2,394,500,000
		利益剰余金	173,627,335
		利益準備金	1,867,710
		その他利益剰余金	171,759,625
		純資産合計	2,568,127,335
資産合計	2,851,176,362	負債・純資産合計	2,851,176,362

表2 損益計算書(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	金 額
(1) 売上高	378,019,461
(2) 売上原価	173,812,794
(3) 売上総利益 (1) - (2)	204,206,667
(4) 販売費及び一般管理費	167,490,793
(5) 営業利益 (3) - (4)	36,715,874
(6) 営業外収益	3,082,913
(7) 営業外費用	757,220
(8) 経常利益 (5) + (6) - (7)	39,041,567
(9) 税引前当期純利益	39,041,567
(10) 法人税、住民税及び事業税	14,414,381
(11) 法人税等調整額	274,400
(12) 当期純利益 (9) - (10) - (11)	24,352,786

(7) 事業概要

S I Cの主な事業は、次のとおりである。

ア 経営に関する情報提供や助言、入居者セミナー等を行う経営サポート事業

イ 行政からの産業支援のプロジェクトを受託するプロジェクト事業

ウ 入居企業及び地域企業の人材育成を行う人材事業

エ S I C-1 スタートアップラボ等、入居施設4棟の賃貸を行う賃貸事業

主な事業収入は、平均入居率が97パーセントを超える賃貸事業の収入で全体の収入の約8割となっている。

第2 監査の結果

監査基準及び令和5年度財政援助団体等監査実施計画に基づき監査した限りにおいて、結果は次のとおりである。

1 S I C

(1) 注意事項

経理規程、年俸制規程等において、規定すべき事項が不足している事例、規定内容が事務の実情と整合していない事例等が見られた。

これらの規程については速やかに改正を行うとともに、定期的に点検を行うなど適正な規定内容を維持継続できる体制の整備に取り組みたい。

(2) その他の市からの出資に係る出納その他の事務については、おおむね良好と認められた。

2 創業支援・企業誘致推進課

(1) 注意事項

S I C への出張に関し、S I C の会議記録と出張日が整合していない事例やオンラインの方法による会議への出席について旅費が支給されている事例が見られた。

「旅費の手引き」等を再確認し、適正に事務を行われたい。

(2) その他のS I C に係る財務に関する事務については、おおむね良好と認められた。

3 産業支援課

S I C に対する出資に係る指導及び財務に関する事務については、おおむね良好と認められた。

第3 意見

S I C は、平成11年4月の設立以来、総合的なインキュベーション活動を通じて、地域経済の発展に貢献することを企業理念に、S I C - 1等のインキュベーション施設の整備・拡充を図るとともに、経営サポート事業をはじめ、様々な事業の展開を図っている。

主な事業収入であるインキュベーション施設は、近年95パーセントを超える入居率となっている中、新規企業の入居、事業拡大を目指す企業の拠点の確保、卒業企業の市外立地等の課題も生じている。

こうしたS I C が抱える課題は、本市が起業、産業支援施策を推進する上での課題でもあり、その解決を図るためには、市の施策とS I C の事業が連動した取組が重要である。

このため、市とS I C、さらには他の産業支援機関等との連携を一層強化し、S I C が令和2年からの長期ビジョンにおいて10年間での成果目標と

して掲げている社会に貢献する起業家の創出数、卒業企業の輩出数等の達成に向けて着実に取り組むよう要望する。

また、本市は、S I Cの資本金の約47パーセントを占める出資者であることを再認識し、日頃から情報や課題の一層の共有化を図るとともに、それぞれの役割分担の下に取組の方向を検討するなど、S I Cと共に、地域経済の発展に向けて効率的、効果的な事業展開を図るよう要望する。